

土木工事電子書類スリム化ガイド

1. 目的

工事書類のスリム化（簡素化）を図るとともに、工事書類作成作業ルールを明確化することにより、工事書類作成の負担軽減を図り、建設業における働き方改革の推進を図る。

2. 対象工事

営繕工事を除くすべての工事 【令和7年10月1日以降、入札契約手続きを行う工事から適用】

3. スリム化ガイド目次構成等

土木工事電子書類スリム化ガイド策定にあたり

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）では、発注者が講ずべき事項として、適切な工期の設定や施工条件の明確化とともに、工事書類の削減が明記されています。これは、受発注者双方の業務負担を軽減し、建設現場における働き方改革や生産性向上を実現するための重要な取り組みです。

地方整備局等の公共工事発注機関においては「工事書類削減ガイドライン」等を策定し、工事書類の簡素化・効率化を進めており、水資源機構においてもこれらの取組に準じ、「ウィークリースタンス」や「ワンデーレスポンス」等を順次導入し、受発注者間の円滑なコミュニケーションと迅速な対応を図ってきました。

さらに、令和7年10月からは「設計・施工連携会議（三者会議）」を新たに設置し、意思決定の迅速化を図り、さらなる業務の効率化と負担軽減を目指す取り組みを開始します。

今回策定した「土木工事電子書類スリム化ガイド」は、これまでの取り組みを整理・明文化し、受発注者双方が共通認識のもとで工事書類の削減を推進するための指針として作成したものです。

書類電子化の推進、提出不要書類の明確化、遠隔臨場の活用などを通じて、受発注者双方の技術者が本来業務に専念できる環境を整えるとともに、休日・時間外労働の抑制を含む働き方改革の実現を目指します。

また、本ガイドは、機構ホームページに掲載し、関係団体、受注者、監督員、現場技術員等に対して周知徹底を図ります。

今後も、さらなる工事書類のスリム化・簡素化に努め、工事の円滑な施工と働き方改革の推進に取り組みます。

土木工事電子書類スリム化ガイド

目 次	
1. 目的、適用	・・・P.01
2. 全ての書類は電子化	・・・P.02
3. ASP（情報共有システム）の選定は書類不要	・・・P.02
4. コリンス（CORINS）登録は書類不要	・・・P.02
5. 工事着手前打合せで役割分担を明確化	・・・P.03
6. 工事関係電子書類一覧表	・・・P.03
7. 設計・施工連携会議（三者会議）で意思決定迅速化	・・・P.04
8. 施工計画書	・・・P.04
9. 設計図書の見直し	・・・P.06
10. 打合せ等における書類簡素化	・・・P.06
11. ワンデーレスポンス	・・・P.07
12. ウィークリースタンスの実施	・・・P.08
13. 工事打合せ簿	・・・P.08
14. 施工体制台帳	・・・P.09
15. 臨場確認（段階確認、確認立会、材料確認）	・・・P.11
16. 材料確認	・・・P.13
17. 品質・出来形管理	・・・P.13
18. 品質証明	・・・P.13
19. 工事履行報告書	・・・P.13
20. 休日・夜間作業届	・・・P.14
21. 週間工程表	・・・P.14
22. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）	・・・P.14
23. 排ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	・・・P.14
24. 特殊車両通行許可証	・・・P.15
25. 安全教育・訓練等の実施状況資料	・・・P.15
26. 支給品・貸与品	・・・P.15
27. 工事現場の現場環境改善	・・・P.15
28. 創意工夫・社会性等に関する実施状況	・・・P.15
29. 工事検査	・・・P.16
30. 発注者等からの誤った指摘事例	・・・P.17

【ポイント】

- 工事書類を作成するにあたり、作成や提出が不要な書類及び資料作成者の役割分担（受注者及び発注者、監督員、検査員、現場技術員・監督補助者等）を明確化
- 法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。
- 発注者側からの誤った指摘事例を明確化し、受注者への過度な負担を抑制